

# 不良な生活環境の解消に向けて 条例を制定しました

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

動物の多頭飼育や  
不適切な給餌  
による糞害や悪臭の発生



物やごみの堆積や放置  
による害虫や悪臭の発生



建築物の不良な管理  
による屋根などの崩落のおそれ



条例施行日  
令和5年4月1日

## 直接、担当課に相談したい方はこちら

■ 物やごみの堆積について 廃棄物対策課 電話:221-1364 FAX:221-1564	■ 空き家について 住宅政策課 電話:221-1192 FAX:221-1135
■ 動物の多頭飼育や不適切な給餌について 動物愛護センター 葵・駿河区 電話:278-6409 FAX:278-2987 清水区 電話:354-2403 FAX:354-2226	■ 管理不全建物について 建築安全推進課 電話:221-1267 FAX:221-1135

## 相談先に迷う方はこちらにご相談ください

不良な生活環境が発生しているのが…

<b>葵区</b> の場合 葵区役所 地域総務課 区民生活係 静岡庁舎 1階 電話:221-1595 FAX:221-1104	<b>駿河区</b> の場合 駿河区役所 地域総務課 区民生活係 駿河区役所 3階 電話:287-8697 FAX:287-8709	<b>清水区</b> の場合 清水区役所 地域総務課 区民生活係 清水庁舎 4階 電話:354-2170 FAX:351-2007
--	---	--

## この条例についてのお問い合わせ

環境局 廃棄物対策課 適正処理推進係  
静岡庁舎 13階 電話:054-221-1364 FAX:054-221-1564  
ホームページ [https://www.city.shizuoka.lg.jp/283\\_000071.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/283_000071.html)



# この条例で目指すことは？

- ◆ 不良な生活環境を発生させてしまう原因者には、加齢・障害・疾病などによる判断能力や身体機能の低下、地域社会における孤立など、生活をするうえでの課題等があり得ることに配慮し、**福祉的な視点から原因者に寄り添い、原因者自ら**当該不良な生活環境を解消するための支援を行います。
- ◆ 不良な生活環境を予防・解消するための支援は、**市、地域住民、関係機関等が協力して**行います。
- ◆ 支援を行ってもなお解消されない場合は、**必要な措置を講じます**。



市民が安全かつ安心して快適に暮らすことができ、相互に支え合う地域社会の実現を目指します。

# この条例でできることは？

次のようなことを組み合わせて、不良な生活環境の解消を目指します。

## 調査

- ・原因者や建物の所有者等に、建物の使用状況などについて、報告を求めたり、立入調査を行うことができます。
- ・福祉サービスの受給状況などの、市が保有する情報を利用し、原因者、建築物等の所有者、その他の関係者に関する事項について調査することができます。

**調査を拒否したり虚偽の報告をすると、罰則が科せられる場合もあります。**

## 支援

原因者の事情に応じ、**福祉的な視点から原因者に寄り添いながら、原因者本人が不良な生活環境を解消するための、様々な支援を行います。**

- 支援の例
- ・堆積したごみの排出の指導や収集
  - ・管理不全の建物に関する助言
  - ・動物の適切な飼い方の指導
  - ・市営住宅への入居の誘導 など
- ※状況や原因者の事情に応じて適切な支援を選択し行います。

## 措置

物品等の堆積若しくは放置をする者に限り、支援を行っても不良な生活環境が解消せず、周辺の生活環境に対して著しい悪影響を及ぼす場合は、「指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行」などの強制力のある措置を行うことができます。

**命令に従わない場合、罰則が科せられる場合もあります。**

# 不良な生活環境の解消に向けた全体の流れ

